

◎淀川右岸水防事務組合分賦  
金の納期に関する規則

制 定 昭35. 4. 23 規則1

最近改定 平21. 4. 1 規則2

**第1条** 淀川右岸水防事務組合同規約第13条第2項の規定による分賦金（以下「分賦金」という。）の納期は、この規則の定めるところによる。

**第2条** 分賦金の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4月1日より7月末日まで

**第3条** この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

**附 則**（平21. 4. 1 規則2）

この規則は、公布の日から効力を有する。